

## 長崎県婚活サポートセンター協賛企業募集要領

長崎県婚活サポートセンター

### 1 目的

長崎県婚活サポートセンター（以下「センター」という。）が実施する結婚支援事業の趣旨に賛同し、センターの運営を支援する企業、団体等を募集します。

### 2 募集条件

センターが実施する結婚支援事業の趣旨に賛同する企業、団体等（以下「協賛企業」という。）で、次のいずれにも該当しないこととします。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 消費者金融を営む者
- (6) 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
- (7) 結婚相談、見合いまたは結婚の斡旋等の業務を主とする事業者
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
- (9) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けているもの
- (10) その他協賛団体として適当でないと認められるもの

### 3 協賛金

協賛金は一口10,000円とし、当該協賛企業が希望する口数を乗じて得た額とします。

なお、三口以上の場合は、センターが運営するホームページ（以下「ホームページ」という。）にバナー広告を掲載することができます。（<http://www.msc-nagasaki.jp/>）

### 4 協賛期間

協賛期間は1年間とします。

### 5 申込方法等

「長崎県婚活サポートセンター協賛企業登録申込書」（様式1）に必要事項をご記入のうえ、センターへ提出してください。

### 6 協賛金の納入

協賛金の納入は、センターの指定する銀行口座に振り込みとします。

### 7 協賛の中止

協賛期間中に協賛を中止しようとするときは、センターへ電話、メール等でお知らせください。なお、納入済みの協賛金については返還しないものとします。

### 8 協賛団体登録申込先

〒850-0861 長崎県長崎市江戸町1-17新江戸町ビル3階 長崎県婚活サポートセンター  
【TEL】095-893-8860 【FAX】095-893-8861 【E-mail】[matching@think-nagasaki.or.jp](mailto:matching@think-nagasaki.or.jp)

附則 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

長崎県婚活サポートセンター協賛企業登録申込書

長崎県婚活サポートセンターの事業の趣旨に賛同し、下記のとおり登録を申し込みます。

	協 賛 金	口 万 円		
※	企業、団体等の 名 称	(フリガナ)		
※	代 表 者 職 ・ 氏 名			
※	企業・団体等の 事 業 概 要			
※	所 在 地	〒 -		
※	電 話 番 号	- -	※ F A X 番 号	- -
※	電子メールアドレス			
※	ホームページアドレス	http://		
	担当者連絡先	住所：〒 - 所属・職・氏名： 電話： - - F A X : - - E-mail :		

- ※印については、登録後に長崎県婚活サポートセンターのWebサイトに掲載します。
- 「企業・団体等の業種、事業概要」については、主たる事業をご記入ください。
- お申し込みをいただいた後は、センターから協賛金の納入方法についてご連絡させていただきます。